

高山市告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

高山市長 田 中 明

記

指定納付受託者の名称及び住所	株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
指定をした日	令和8年4月1日
指定納付受託者に納付させる歳入	オンライン手続きサービスによる申請に伴う以下の歳入 ・ 事業費等負担金 ・ 施設等使用料 ・ 証明書発行等手数料 ・ 雑入
指定納付受託者に歳入を納付させる期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで